

水道料金等審議会について

[目的]

水道事業の健全な経営を確保することができる公正妥当な料金を検討するための審議会です。

[内容]

市長からの諮問に対して、水道料金の適正額についての調査、審議をします。

[組織]

今回の審議会は、11 人の方をお願いしました。
この中から、会長、副会長を選任します。

[任期]

市長からの諮問に係る審議が終了するまで。今回は、概ね令和 2 年 10 月頃までを予定しています。

[審議会]

- ・ 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開けません。
- ・ 進捗状況により回数の変動はありますが、5 回程度を予定しています。

[その他]

- ・ 任期中に所属団体を脱退された場合も原則として委員継続をお願いします。
- ・ 市の報酬規程により、審議 1 回毎に報酬をお支払いする予定です。

スケジュール (案)													
R2													
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
審議会	説明		説明		審議		審議	臨	答申案	臨	答申提出		
	第1回		第2回		第3回		第4回		第5回				

<p>審議会の内容</p> <p>1回目 経営状況、事業費等の説明</p> <p>2回目 現行料金、水道使用量等の説明</p> <p>3回目 料金改定案の提示、検討</p> <p>4回目 //</p> <p>5回目* 検討結果まとめ (答申案作成)</p> <p>市長へ答申の提出</p>	<p>* 4 回目の審議の状況によって、追加の委員会を開催 (上記「臨」)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">改定時期 R 4 年 4 月</div>
--	--

○島田市水道料金等審議会条例

(平成 17 年条例第 166 号)

(設置)

第 1 条 島田市は、水道料金等の適正化を図るため、島田市水道料金等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、水道料金及び加入分担金に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 水道使用者
- (3) 公共的団体の役職員

(任期)

第 4 条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 委員が前条第 2 項の資格を有しなくなったときは、その職を失う。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長は、会議の議長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、都市基盤部において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

島田市水道料金等審議会委員名簿 (R1)

NO	選出区分	氏 名	役 職 名
1	学識経験者	佐藤 和美	静岡産業大学教授
2		鈴木 民雄	税理士 (鈴木民雄税理士事務所)
3		相澤 一皓	大井上水道企業団
4	公共的団体の 役職員	北川 雅之	島田商工会議所
5		桜井 祥代	行政相談員
6		塚本すみ代	食生活推進協議会
7		蛭田ひとみ	島田市男女共同参画啓発推進員
8	水道使用者	山田 修兵	島田市自治会長連合会 (西部)
9		山田 義雄	島田市自治会長連合会 (東部)
10		太田 克巳	島田市自治会長連合会 (右岸)
11		藁科 博	島田市自治会長連合会 (簡水)